

兵庫県公報

平成29年6月13日 火曜日 第2908号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 2 |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 2 |
| ○ 保安林の指定（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） | 5 |
| 公 告 | |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 5 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察 本部長等への委任に関する規則 | 6 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 6 |
| ○ 同 上 | 9 |
| ○ 随意契約の相手方等の公示 | 11 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成21年3月17日付け兵庫県公報第2064号中 | 11 |

公布された法令のあらまし

●ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則（公安委員会規則第5号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正により公安委員会の権限に属する事務の委任について定められることに伴い、兵庫県公安委員会の権限に属する事務のうち兵庫県警察本部長及び警察署長に委任する事務について定めることとした。

告 示

兵庫県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

小多田土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
新家将之

住 所
篠山市小多田635番地

| | | | |
|-----|---------|---|------------|
| 同 | 堀 井 実 | 同 | 市小多田709番地 |
| 同 | 清 水 正 夫 | 同 | 市小多田1822番地 |
| 同 | 清 水 紀 久 | 同 | 市小多田1790番地 |
| 同 | 小 島 正 宏 | 同 | 市小多田1316番地 |
| 同 | 小 嶋 茂 夫 | 同 | 市小多田1447番地 |
| 同 | 岸 本 久 芳 | 同 | 市小多田793番地 |
| 同 | 新 家 良 夫 | 同 | 市小多田510番地 |
| 監 事 | 新 家 教 雄 | 同 | 市小多田517番地 |
| 同 | 小 島 啓 司 | 同 | 市小多田1345番地 |

就任役員

| | | |
|-------|---------|--------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 新 家 将 之 | 篠山市小多田635番地 |
| 同 | 堀 井 実 | 同 市小多田709番地 |
| 同 | 清 水 正 夫 | 同 市小多田1822番地 |
| 同 | 塚 本 幸 隆 | 同 市小多田1594番地 |
| 同 | 小 島 正 宏 | 同 市小多田1316番地 |
| 同 | 小 嶋 茂 夫 | 同 市小多田1447番地 |
| 同 | 岸 本 久 芳 | 同 市小多田793番地 |
| 同 | 新 家 良 夫 | 同 市小多田510番地 |
| 監 事 | 新 家 教 雄 | 同 市小多田517番地 |
| 同 | 堀 井 好 博 | 同 市小多田809番地 |



兵庫県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年 6 月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|------------|--------------|
| 山東南部土地改良区 | 平成29年 4 月21日 |
| 加古川西部土地改良区 | 同 月24日 |



兵庫県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 6 月 1 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 6 月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|-------|---------------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 春日江地区 | 平成29年 6 月13日から 同 年 7 月 3 日まで | 篠山市役所 |



兵庫県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字家ノ下タ659の1、659の2
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第626号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 5月23日から同年 8月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市辻地内



兵庫県告示第627号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 5月31日から同年 6月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市東本町二丁目及び東本町三丁目地内



兵庫県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間
平成29年 6月12日から平成30年 3月30日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口二丁目地内



兵庫県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 2月 1日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市西区枝吉一丁目地内



兵庫県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年 4月24日から同年 5月12日まで
- 3 作業地域
西宮市甲陽園目神山町35番43



兵庫県告示第631号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年11月21日から平成29年 5月 8日まで
- 3 作業地域
芦屋市東芦屋町167番11地先



兵庫県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 6月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 6月13日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | 備考 |
|-----------------|--|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | |
| 国道 4 2 6 号 | 豊岡市但東町久畑字宮ケ市870番1から 同 市但東町久畑字宮ケ市818番1まで | 旧 | 17.0から 47.0まで | 216.0 | |
| | | 新 | 17.0から 65.0まで | 216.0 | |
| 県道 日 高 竹 野 線 | 豊岡市日高町谷字大町205番1から 同 市日高町谷字桑外59番1まで | 旧 | 7.0から 15.0まで | 141.0 | |
| | | 新 | 11.0から 16.0まで | 141.0 | |
| 県道 山 東 大 江 線 | 豊岡市但東町久畑字町1003番1から 同 市但東町久畑字宮ケ市818番1まで | 旧 | 7.0から 47.0まで | 165.0 | |
| | | 新 | 9.0から 53.0まで | 161.0 | |



兵庫県告示第633号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成29年6月15日から適用する。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

| | | |
|------------------|-------------------------|-----------|
| 関西電気工事工業協 同組合 | 関西電気工事工業協同組合 神戸本部事務所 | 神戸市兵庫区浜崎通 |
|------------------|-------------------------|-----------|

」

を

「

| | | |
|-----------------------------|-------------------------|-----------|
| 関西電気工事工業協 同組合 | 関西電気工事工業協同組合 神戸本部事務所 | 神戸市兵庫区浜崎通 |
| 一般社団法人兵庫県 指定自動車教習所協 会 | 兵庫県指定自動車教習所協 会 | 明石市西朝霧丘 |

」

に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市西田町字井ノ辺甲143番、甲144番1から甲144番3まで、甲145番
同 市西田町字森之本乙4番1、乙4番2、乙5番1から乙5番4まで、乙5番1地先水路の一部
同 市西田町字北内乙71番2、乙73番2、乙71番2地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市西田町5番地の1
社会福祉法人日野 理事 吉 田 明 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年5月19日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－7－2号（28西脇）

公 安 委 員 会 規 則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則をここに公布する。

平成29年6月13日

兵庫県公安委員会
委員長 三 宅 知 行

兵庫県公安委員会規則第5号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長及び警察署長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察本部長への事務の委任）

第2条 法第5条第1項の規定による申出及び命令に関する事務、同条第2項の規定による聴聞に関する事務、同条第3項の規定による申出、命令及び意見の聴取に関する事務、同条第6項及び第7項の規定による通知に関する事務、同条第9項の規定による申出及び延長の処分に関する事務、同条第10項において準用する同条第2項の規定による聴聞に関する事務、同条第10項において読み替えて準用する同条第6項及び第7項の規定による通知に関する事務並びに法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務は、兵庫県警察本部長が行う。

（警察署長への事務の委任）

第3条 法第5条第3項の規定による申出及び命令に関する事務、同条第6項及び第7項の規定による通知に関する事務並びに法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務は、警察署長が行う。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年6月13日

契約担当者
兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 調達内容
 - (1) 件名
兵庫県警察情報通信基盤等一式賃貸借
 - (2) 契約期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで

(3) 履行場所及び仕様

仕様書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 井上

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年6月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年7月25日（火）午前10時30分 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年7月24日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年7月24日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年6月27日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年7月31日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A suite of information infrastructure and others for Hyogo Prefectural Police
1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2018 - February 28, 2023

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 27, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 July 24, 2017 by mail

10:30 July 25, 2017 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Takuya Inoue, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273

入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年6月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

1 調達内容

- (1) 件名
兵庫県警察ファイルサーバ等一式賃貸借
- (2) 契約期間
平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで
- (3) 履行場所及び仕様
仕様書による。
- (4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 川畑
電話 (078) 341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年6月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年7月25日（火）午前10時45分 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年7月24日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年7月24日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年6月27日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年7月31日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A suite of file server and others for Hyogo Prefectural Police 1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2018 - February 28, 2023

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H. Q.

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 June 27, 2017
- (6) Deadline for tender:
17:00 July 24, 2017 by mail
10:45 July 25, 2017 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Asuka Kawabata, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2253



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年 6月13日

契約担当者
兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
 - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板） 6,256枚
 - (2) 路側固定式道路標識材料（補助板） 2,710枚
 - (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 29,944本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年 5月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）
白陽化学工業株式会社 西宮市羽衣町7番31号—1105
 - (2) 路側固定式道路標識材料（補助板）
富国合成塗料株式会社 神戸市兵庫区永沢町3丁目7番19号
 - (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等）
富国工業株式会社 神戸市北区道場町日下部300番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）
49,410,086円
 - (2) 路側固定式道路標識材料（補助板）
10,232,406円
 - (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等）
43,524,864円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成29年 4月14日
- 8 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

正 誤

○平成21年 3月17日付け（兵庫県公報第2064号）
兵庫県告示第300号（土砂災害警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-------|-------------------|-------------------|
| 23 | 上から34 | 三田市小野 (別図184のとおり) | 三田市小柿 (別図184のとおり) |
| | 上から38 | 三田市小野 (別図185のとおり) | 三田市小柿 (別図185のとおり) |